

第 23 回 堺市人権施策推進審議会(書面審議)における意見の要旨と対応

番号	頁	審議会における意見の要旨	市の考え方と対応
第 1 章 計画策定について			
①	1	「2 計画の位置付け」で、なぜ 10 年後の 2031 年度を見据えるのか、あるいは、10 年後の何を見据えるのか、文章から理解しにくいと感じる。 10 年スパンの根拠となる計画等があるのか。 文言に関しては、10 年後の「到達目標」というような言葉を補うのも一案かと思う。	本計画は堺市基本計画 2025 をもとに策定いたしますが、堺市基本計画では 10 年後の 2030 年度を見据えながら、今後 5 年間の取り組むべき方向性が示されております。 本計画においても、10 年後の 2031 年度を見据えて策定するものとしますが、5 年毎に実施している人権意識調査結果を踏まえることから、計画期間を 5 年といたしました。 文言を「10 年後のめざす社会を見据えながら、」に修正いたします。
②	1	図の中に、「第 2 期堺市人権施策推進計画」も書き加え、成果と課題を踏まえたものであることを示す工夫はできないか。	図では、堺市の各計画と「堺市人権施策推進計画」の関連を記載したもので、「2 計画の位置付け」の文を補完するものです。第 2 期計画に対する課題につきましては、第 II 章「2 踏まえるべき課題」に記載しております。
③	2	1998 (平成 10) 年の「人権感覚あふれたまち堺」というフレーズに、公的資料などの根拠はあるか。	1998 (平成 10) 年に策定した「人権教育のための国連 10 年堺市行動計画」に人権感覚あふれたまち堺の実現のために計画を策定すると記載しております。
④	2	「これまでの経緯」の 2005 (平成 17) 年の項目中の不要な改行を削除。	不要な改行を削除し、計画名を太字するなど明確にいたします。
その他、第 I 章に関するご意見 (いただいたご意見につきましては、今後施策を行う上での参考とさせていただきます。)			
⑤	1	「堺市生涯学習ビジョン」が加えられたので全体像がわかる。	
第 II 章 人権をめぐる動きと課題			
⑥	3 ~ 4	「1 人権をめぐる動き」から「踏まえるべき課題」と続く構成に違和感がある。 日々の暮らしの中に「生きづらさ」や「不条理な思い」があり、当事者や周囲の人がそれに気づき声をあげ、多数の人の意識を変え法律や条約制定に繋がったという見方が最重要と考えるが、この構成では「世界や国の整備は進んでいる、みなさん人権意識を高めましょう」というメッセージを伝えているように受け止められる。	冒頭に条約等がつくられた経緯について記載いたします。
⑦	3	「(1) 国連を中心とした国際的な動き」に「障害者の権利に関する条約 (2006 年)」を追加してほしい。	ご意見のとおり追加いたします。
⑧	4 ~ 5	「(1) 重要課題」の 3 点について、③啓発の充実は重要な課題に間違いはないが、教育面の課題も並んで重要なはず (人権教育に充てられる時間の削減、教えられるテーマの多様化、教師側の認識の弱さ等)。市としてどのように考えるのか、学校・教師をサポートする体制をどうつくるかなどもっと踏み込んだ記述が (これは先のセクションで示されるが) 不可欠だと考える。	学校園での人権教育につきましては、堺市教育委員会が「堺市人権教育推進方針」を策定しており、本計画は同方針と整合を図っております。 なお、第 IV 章の 1- (3) -②「イ.学校園の役割」において、人権教育について体系的に行う等の記載を追加いたします。

⑨	5 ~ 6	「(2) 市民意識調査結果」に記載の「前向きな変化」について、課題が多い中で「あえて前向きな要素を探すとすれば」という位置づけではないか。調査で確認された多様な「課題」を分厚く書くことが優先されるべきだと思ふ。	意識調査で確認された課題について追加いたします。
⑩	5	②に記載の「配偶者からの女性に対する暴力」について、暴力の方向性、主体と対象は多様化しており、DVの問題は「男性から女性」という枠組みだけで捉えきれないことに留意する必要がある。	「配偶者等からの暴力」に修正いたします。
⑪	5	③市民啓発の手法のひとつとして、ICTの活用も進めるとともに、ネットに不慣れな高齢者等にも配慮した取組をしてほしい。	用語集の「デジタル・デバイド」へ高齢者等への配慮に関する記載を追加いたします。
その他、第Ⅱ章に関するご意見（いただきましたご意見につきましては、今後施策を行う上での参考とさせていただきます。）			
⑫	3	世界人権宣言の大事なことばが加わり、又、一文ずつが短くなったので、わかりやすい。	
⑬	6	調査における市民の人権意識の5年間の変化は、ある意味すごい変化だと思ふ。これらの変化が、一人一人の市民の「わが事」としての感性に裏付けられているとしたら、素晴らしい変化だと思ふ。今後さらに本計画にあるように多様な方たちの社会的抑圧に理解が進むと良い。	
第Ⅲ章 堺市がめざす人権が確立された社会			
⑭	7	「1人権とは」の表現は正しいが、人が自分に即して考えることが難しいと感じる。調査結果で表れた、日常生活で傷つけられた、不当な扱いを受けた、不安にさいなまれた、ということを経験している状況が「人権が守られていない」事態だという説明の方がしっくりくると思ふ。そうすると、自分や自分に近い人が「生きづらさ」を感じている、不当な扱いを受けていることが「ステップ1」のスタートになるのではないか。	人権が守られていない状況に関する文言を追加いたします。
⑮	8	(2) ①「人権が尊重される社会では・・・社会であることが必要です」文末の受けの表現を変えるべきではないか。	文末の「社会」の重複を修正いたします。
⑯	9	「(3)①多様性」に、性別のうしろに性的指向を入れたほうがよい。	ご意見のとおり追加いたします。
⑰	9	「(3) ①多様性」の冒頭の多様性の列挙について、性的マイノリティや障害のある人のことが含まれていない印象を受ける。	「性的指向」、「障害の有無や種類」を追加いたします。
⑱	9	「(3)③持続可能性 (Sustainable)」は、日本語と英語の品詞が対称関係にない。 (Sustainability) が正しいのではないか。	ご意見のとおり修正いたします。
⑲	10	図の「⇔」は対立関係であるように見える。「→」と「←」を上下に並べる矢印はいかがか。また、「多様性・包摂性」と、「持続可能性」が、時系列的な関係でよいか検討してほしい。	矢印について修正いたします。また、P9 (3) に記載のとおり、多様性と包摂性の2つの要素があることで、持続可能な社会の実現につなげることができると考えております。
その他、第Ⅲ章に関するご意見（いただきましたご意見につきましては、今後施策を行う上での参考とさせていただきます。）			
⑳	7	「人権とは」の文章が的確に人権を語っている。	
㉑	8	「自尊感情」に着目し、ステップを踏みながら取り組むという計画構成は、とても良いと思ふ。個人のパワーが喪失していく要因は、健康問題や仲間、配偶者などのサポートシステムの喪失や失業等の経済力喪失、特定の社会的抑圧状況など「個人的・社会的」要因が重なっていくことで生じるとされている。誰かが	

		見つけて声を聴き、つながり支えあう社会になることを願っている。	
第IV章 施策推進への基本の取組			
②	11 ～ 13	学校での人権教育の実態と課題、それに対して行政としてどのように働きかけ、また支援の体制を作るか、ということがもっと書き込まれるべき（先の部分で記している）と思う。	学校園における取組につきましては、堺市教育委員会が「堺市人権教育推進方針」を策定し、今後の基本的な考え方や取組の方向性を示しております。今後とも教育委員会と情報を共有し、連携していきます。
③	12 ～ 15	P12～P15 まで基本の取組なので「必要です」「重要です」という文末表現を「取り組みます」「図ります」等に変えてほしい。 「(3) ①人権教育の対象」の「教育の内容、手法、目的は異なります。」で、目的を入れると人権教育の目的が変わるようにも受け取れるので削除。 「工 企業の役割」文末を企業の自覚を促すに変えてほしい。	文言を修正いたします。 「①人権教育の対象に対するご意見」ですが、実施するにあたっては、対象者によって内容、手法、目標が異なることから、目的を目標に修正いたします。 「工 企業の役割」に対するご意見ですが、各企業が主体的に取り組んでいくものであると認識しております。
④	12	「(2)②リーダーの育成・グループ化」の「グループ化」の意味がやや分かりにくいと思う。	「グループ化」を「グループによる学習」に修正いたします。
⑤	14	「②相談者のエンパワーメント」の「相談者」は、相談をする（人権侵害の被害者）側なのか、相談を受ける側なのか紛らわしい印象がある。本文に「人権侵害の被害者（相談者）」と併記してはどうか。	文頭の「人権侵害の被害者」を「相談者（人権侵害の被害者）」に修正いたします。
⑥	14	「③被害救済のためのソーシャルワーク」で、被害を受けている方たちはパワーレス状態であることが多いと思うので、「待ち受け型」だけでなく、「出前型」の取組も求められると考える。 何をどこまで担っていただくかを検討する必要があるが、「出前型」を考えた時、市民アドボケイトのように一定の専門性を修得した地域人材の養成や、当事者グループの形成支援なども視野に入れる必要があるのかも知れない。	アウトリーチに関する記載を追加いたします。
⑦	18	「現状と課題」の DV は「女性に対する暴力」だけでなく点に留意してほしい。	「女性に対する暴力」を「配偶者等に対する暴力」に修正いたします。
⑧	18	「堺市の取組」の「DV が発生する根底にジェンダーに基づく差別意識があり」とあるが、DV を意識の問題に還元してしまうのは、内閣府の男女共同参画局の捉え方とも齟齬がある。個々の意識の問題だけでなく、男女の経済格差などの社会構造の問題も大きいとされている。	男女の経済格差などの社会構造の問題があることも記載いたします。
⑨	19	「現状と課題」の「これらのことは、社会の中で少数とされる…」の「これらのこと」がさしているものがわかりづらい。	「これらのこと」は、前段の「しかし…」で始まる段落の内容をさしています。ご意見を踏まえ一段落にまとめて記載いたします。
⑩	20 ～ 22	「子どもの人権」で、児童福祉法の第2条に「子どもの意見表明権」が明文化され、これは子どもの参加する権利につながるもの。国や大阪府も注目している「子どものアドボカシー」の取組が堺市でも行われている。ぜひ「抑圧されている子どもの声を聴く」取組を書き込んで頂けたら有難い。	「堺市社会的養育推進計画」に記載している子どもの意見表明に関する文言を追加いたします。

③①	20 ~ 22	子どもの人権（子どもの権利条約 12 条 意見表明権）について、参加する権利ではなく、意見表明権と明記すべき。これから数年先に子どものアドボカシー活動がはじまってくると思われる。	「堺市社会的養育推進計画」に記載している子どもの意見表明に関する内容を追加いたします。あわせて③①のご意見も踏まえ、児童福祉法に「子どもの意見表明権」が明文化されたことを追加いたします。
③②	22	「現状と課題」で「合理的配慮に関する考え方が、広く知られていないことがわかりました」とあるが、この意識調査の結果としてはむしろ、障害のある人に対して独立した人格というよりも「保護すべき存在」として見る旧来の障害者観が出ているものとする。	障害のある人に対する旧来の障害者観が表れたものであることを記載いたします。
③③	24	「現状と課題」の「ヤングケアラー」に※を追加。	複数回掲載する用語につきましては、項目の異なるページにも※印を付けます。
③④	25	「方向性」で、「外国人市民」ではなく、「外国籍住民」に修正。	ご意見のとおり修正いたします。
③⑤	25	「現状と課題」の「文化・民族的背景の異なる人との交流が乏しい」は逃げの表現であり、交流は実際行われている。理解不足が原因である。	「外国籍住民への誤解や偏見、差別、不利益が生まれる背景には、外国籍住民との交流が乏しいことや、あるいは交流があるものの、依然として文化・民族的背景、歴史への理解不足があります。」に修正いたします。
③⑥	25	在日コリアンに参政権がないのは一番の人権問題である。また、二重国籍を認めていないのは日本の最大の欠陥であり、多様性のある社会へ繋がらない。ヘイトスピーチ条例制定について地方自治体に応じた条例の策定を考えてほしい。	外国籍住民の文化・民族的背景、歴史への理解を図るため、在日外国人・国際理解教育を行っていきます。ヘイトスピーチにつきましては、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」に基づき、人権に関する意識の向上のため、引き続き啓発に取り組んでまいります。
③⑦	26	「堺市の取組」の 7~9 行目を以下の文案を提案する。 最初、朝鮮韓国にルーツのある子ども達の自尊感情を高め自己のアイデンティティを確立することができるよう、その対象者だけのことばや文化を学ぶ交流会の取組が始まった。そして、その子達を取り巻く学級の子も達も交えた交流会もできた。外国の子ども達が増えていく中で、外国にルーツのある子ども達がいろんな国の文化に互いに触れ合い知り合う交流会も生まれた。 堺の子ども達が隣人である外国籍の子ども達の国の文化に触れて、お互いに理解を深めることをめざして教室でも取り組まれている。そんな多文化共生の実践の発信も行い、在日外国人教育を進めています。	「堺市の取組」につきましては、堺市の今後の取組についてのみ記載しているものです。いただいた文案の趣旨を踏まえ、「堺市人権教育推進方針」に記載している文言と整合させ、修正いたします。
③⑧	26	「⑧新型コロナウイルスに関する人権問題」と P27 文中の「新型コロナウイルス感染症に関する人権問題」や、前のページで表記ゆれが散見される（感染症を付けるのが正確かと思う）。	「感染症」を付けて統一いたします。
③⑨	26	「現状と課題」について、多くの人がこの問題に過敏になる中、障害の特性でマスクの着用が難しい人へ冷たい眼差しが向けられることをしばしば感じる。また、ワクチン接種していない人への排除など、今後問題になる可能性が大きいと感じる。	マスクを着用することが難しい人やワクチンを接種していない人への排除などの課題について追加いたします。
④⑩	27	グラフが意識調査報告書からの引用だが、選択率の	ご意見のとおり修正いたします。

		高い項目の順に並べ替えるなどすると、読み手にとって大変親切になる。	
④①	28	「現状と課題」の「労働者の権利に関する問題」が「新たな人権課題」の中に括られることに違和感がある。	ここでいう「労働者の権利に関する問題」は、若者の非正規雇用や低賃金、貧困問題など、用語集のP38に記載しているものをさしています。
④②	29	「(2) インターネットによる人権侵害」と「インターネット上の人権侵害」の表記ゆれが散見される。文脈としては後者が正しいと思う。	ご意見のとおり「インターネット上の人権侵害」で統一いたします。
④③	30	(1) の文中の「様態」は、普通は使わない言葉ではないか。(私自身は論文で使うが)	「規模や様態」を「かたち」に修正いたします。
④④	30 31	P30 では平和の実現や人権尊重のためには戦争や紛争がないだけでなく、環境保護も重要だと記述しているが、P31 は、平和を「戦争や紛争がない状態」と狭くとらえた施策しかないように見える。例えば「クールシティ・堺」など、堺市の他の部局の施策を取り上げることができないか検討してほしい。	P31 に記載の施策は平和の実現を目標とした取組を記載しております。 P30 の「平和社会実現の取組」欄に環境問題に関する取組について追加いたします。
その他、第IV章に関するご意見（いただきましたご意見につきましては、今後施策を行う上での参考とさせていただきます。）			
④⑤	13	「②イ 学校園の役割」は、大いに期待したい。公立の学校園だけでなく、ぜひ私立の学校にも啓発と計画への支援を求めたいと思う。	
④⑥	13	「ウ 市民社会の役割」で堺市人権教育推進協議会校区推進委員と連携して人権教育に引き続き取り組んでほしい。	
④⑦	14	人権相談について、広く市民が利用できるように相談窓口の周知を図っていただきたい。	
第V章 計画の推進			
④⑧	32	「2 管理体制」「実施状況を取りまとめ、進捗管理を行う」の主体を明記したほうがよいと思う。	主体である「人権担当部局」を追加いたします。
④⑨	32	1 (1) 文中の「教育部会」とは「人権教育部会」か。	堺市人権施策推進本部の中に教育委員会が所掌する事務に係る人権施策推進のため、教育部会を設置しております。
⑤⑩	-	構造的暴力がない状態をめざす平和の取組として、「クールシティ・堺」を推進する環境局等との連携の可能性はないか。	現在は直接的な連携はございませんが、今後とも堺市人権施策推進本部等を通じて、人権に関する情報共有を図っていきます。
その他の意見			
⑤①	-	本文中の※の説明が「用語集」にあることを最初のどこかに記載したほうがよい。	目次欄及びP2に、※印に関する記載を追加いたします。
⑤②	-	「朝鮮半島・台湾からの渡日者とその子孫」の「かつて朝鮮半島や台湾が日本の一部であった時代に」との記載で、「植民地支配」について表記することが不可欠だと考える。「平和」について、また、今日のヘイトスピーチにつながる意識や行動の背景を考える際に、日本の加害者としての事実を含め歴史について認識をもつことが今後さらに重要になるはず。	ご意見を踏まえP25の「現状と課題」及びP35の「サンフランシスコ講和条約と日本国籍の喪失」に歴史的背景を記載いたします。
⑤③	37	「ハンセン病」について、法律により強制収容されたり、患者の家をそれぞれ消毒されたといった状況の説明が必要と思う。	ハンセン病に対する差別に関する記載を追加いたします。
⑤④	38	「ミレニアム開発目標 (MDGs)」の説明で「以下の8つの目標を掲げている」とあるが、8つの目標が書かれていない。	ご意見のとおり追加いたします。

⑤⑤	18	<p>ぜひ、SDGs 未来都市、堺市として、SDGs の基盤であるジェンダー平等について、すべての領域における人権問題を見直す必要がある。</p> <p>特に、ジェンダー平等教育の推進、女性の政治参画（過少代表の課題）、性暴力の廃絶のためのセーフティ・プログラムの推進が重要。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「女性の人権」に、性暴力の防止について記載いたします。また、いただいたご意見については、今後施策を行ううえでの参考とさせていただきます。</p>
⑤⑥	-	<p>人権問題が時代とともに多様化する中、様々な視点から包括的で実効的な計画案をご準備いただき、私自身も多くを学んだ。とりわけ新型コロナウイルス感染症に関する人権問題は、今後差別や偏見という側面だけでなく、私権の権限のあり方にも関わる重要な課題であると思う。</p>	<p>いただきましたご意見につきまして、今後の施策を行う上での参考とさせていただきます。</p>
⑤⑦	-	<p>コロナにより、人権教育の場が少なくなり研修会、セミナーなどが2年越しで開けていない。今年はリモートで少し可能になったが、早く収まって人権教育で多くの人に気づいてもらえたらいいと思う。</p>	